

## 平成19年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	四日市市母子福祉センター
所在地	四日市市諏訪町2-2 四日市市総合会館3階（市役所西隣）
指定管理者	<p>名称 社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会</p> <p>代表者 常務理事 松本 光雄</p> <p>住所 四日市市諏訪町2-2</p>
モニタリングの実施方針・方法等	<p>本センターの管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、利用者アンケート、指定管理者への聞き取りにより把握した。</p> <p>その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次葉の通り、具体的な業務の履行状況等についての確認結果をコメントしたうえで、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載した。</p>
担当部課（問合せ先）	<p>福祉部児童福祉課</p> <p>TEL：059-354-8172</p> <p>E-mail：jidoufukushi@city.yokkaichi.mie.jp</p>

### ■ モニタリングの総合コメント

母子福祉センターは、母子家庭の母及び寡婦に対し、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として設置された施設である。指定管理者は同一建物内に事務局を置く四日市市社会福祉協議会であり、既存の施設を使用することによって賃借料等の余分な出費が必要なく、運営並びに維持管理においても、同協議会の本来的業務との連携や職員間の協力体制がとられていたと認められる。利用者からの苦情もなく、利用者に誠実かつ丁寧な対応がなされていた。また、多くの市民が利用する中で、個人情報の扱いは、サービス規程に則り、適正な扱いがなされていた。

### ■ 今後の業務改善に向けた考え方

パソコン講座やサークル活動は、毎回多くの方々に利用されていて、今後も利用者アンケートの結果を踏まえ、事業内容のより一層の充実に努めるとともに、若年の母子家庭の母への周知を図り、さらに利用者増を要望するところである。

また、経費面では昨年度に比べ、経費削減の努力がみられており、今後とも予算執行の適正化を念頭に指導していきたい。

## 基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）

### 合目的性・公平性・効果性

利用対象者は母子家庭の母や寡婦であるが、サークル活動やパソコン講座を通じて、母子福祉センターが交流・親睦を深めていただく場となって、相互理解や協力関係の形成に寄与することが期待される。なお、若年対象者の利用が少ないため、今後は施設の周知、PRを積極的に進め、多年齢層による利用拡大に努めていきたい。

## 業務内容

### 機能性・独創性（事業への具体的な取組み方）

年間を通じ、技能習得のためのパソコン講座やサークル活動の場として利用されるほか、母子家庭の母・寡婦の相談業務も主な事業であるが、利用者アンケートの意見を参考に、さらに内容の充実と多様化を推進させることも、母子福祉センターの利用率向上につながるかと思われる。

### 責任性・実行性（施設の運営体制や組織）

常勤職員1名での運営・施設管理は重い負担ではあるが、運営母体の社会福祉協議会事務局との連携もなされていることから、施設の稼働は支障なく持続されている。

### 明瞭性・規律性（適正な事務や経理）

母子福祉相談は年々増加傾向にあるが、児童福祉課の母子自立支援員との連絡調整をとりながら、的確な指導・説明がなされ、円滑な事務運営が進められた。

### 安全性（安全管理、緊急時等の対応）

総合会館の1室を事務所として使用しているところから、館全体としての緊急・災害時での行動を心がけており、また不審者には、警備委託会社や協議会事務局への連絡も含めて、組織的な対応が可能である。

### 社会性（環境等への配慮）

指定管理者としても環境保全の取り組みを行っており、不要な電気の電源オフやコピーの裏紙使用などが徹底されている。また、ゴミの分別も職員が率先して行っており、公共施設としての管理運営に努めている。

## 事業収支

### 経済性

19年度の事業収支は、経費削減を強く意識して予算内での適切な執行がなされていた。今後も継続して、経費削減に努めるよう指導する。

## 団体の経営状態

### 経営の健全性

収支決算書や金銭貸借対照表、また事業報告書などの会計資料から検証すると、財務状況には問題がなく、適正な予算執行がなされていて、今後も健全な社会福祉法人としての運営が期待される。

# 施設概要調書

## 1. 施設の概要

平成19年度

施設名	四日市市母子福祉センター		所管課:児童福祉課
所在地	四日市市諏訪町2-2 四日市市総合会館3階(市役所西隣)		設置年月:平成2年3月27日
設置目的	母子家庭の母及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的として設置		
設置の根拠 (法令、条例等)	母子及び寡婦福祉法及び四日市市母子福祉センター条例		
施設の概要	設備の概要	敷地面積 (㎡)	—
		延床面積 (㎡)	53.90㎡ (事務室)
	総合会館3Fの一部を事務室として使用しているほか、講座・サークル活動では別途技能習得室や会議室も、用途・人数に応じて活用している		
	事業概要	母子家庭の母および寡婦に対する各種相談事業、技能習得のための講座の企画および生きがいやふれあいの場としての自主サークルへの支援事業を実施	

## 2. 運営状況

項目	実施計画	実施内容 (事業報告書)
開館日数	160日	159日
開館時間	9:00~17:00	9:00~17:00

## 3. 利用実績

項目	実施計画	実施内容 (事業報告書)
延べ利用者数	1,526人	1,310人
平均利用率	平均 9.5人/日	8.2人/日

## 4. 事業収支

(単位:円)

項目	実施計画	実施内容 (事業報告書)
指定管理料	4,300,000	4,300,000
収入計	4,300,000	4,300,000
職員俸給	3,625,000	3,513,480
講師謝金	300,000	400,000
賃借料	230,000	140,280
旅費	20,000	1,700
需用費	115,000	124,380
通信運搬費	10,000	0
支出計	4,300,000	4,179,840
収 支	0	120,160